

復刻版

みんなの経営ミニ

2024.11.29

保険証のルールが変わります

12月2日以降、新たに健康保険証は発行されません

2024年12月2日以降、新たに社会保険に加入した方や被扶養者となった方について健康保険証は発行されず、その後はマイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

マイナンバーカードをお持ちでない方でも保険適用は受けられますので、ご自身の状況に合わせた今後の利用方法を下記でご確認ください。

1. マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードの保険証利用登録（登録方法は裏面）をした上で、協会けんぽから送付される「資格情報のお知らせ」と併せてお持ちください。

- ① **マイナンバーカードが利用可能な医療機関受診時**
⇒ マイナンバーカードを提出
- ② **マイナンバーカードが利用できない医療機関受診時**
⇒ マイナンバーカードと資格情報のお知らせを提出

2. マイナンバーカードをお持ちでない方

12月以降に協会けんぽから送付される「資格確認書」をお持ちください。また、現行の保険証がある方は現行保険証も併せてお持ちください。

- ① **現行保険証をお持ちの方**
⇒ 原則として資格確認書を提出しますが、2025年11月末までは現行保険証も利用できます
- ② **現行保険証をお持ちでない方**
⇒ 資格確認書を提出



かわべのこぼれ話

マイナ保険証について

12月2日より、現行保険証の新規発行が廃止されマイナ保険証の利用が本格的に始まりそうです。

しかし、10月のマイナ保険証利用率はわずか15%と低く、しばらくはマイナンバーカードを持っていても現行保険証を利用する方の割合が多くなるように思います。

マイナ保険証のメリットとして保険証を利用するよりも医療費が数円～数十円安くなるようですが、全ての医療機関がマイナ保険証に対応しているわけではなく、あまりメリットとは感じられません。

手続き等の簡便化のためのマイナンバーカードが、逆に複雑になっている気がしてなりません。

西田労務経営事務所



マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには登録が必要となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、以下 3 つのいずれかにより登録を行う必要があります。

1. 医療機関・薬局の受付で登録

医療機関等の窓口にある「顔認証付きカードリーダー」で登録をすることができます。

最短で当日その場で登録が完了します。

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては完了までお時間がかかる場合があります。

※転職や転居により、手続きが終了していない場合にはマイナ保険証で受診できないことがあります。

2. マイナポータルから登録

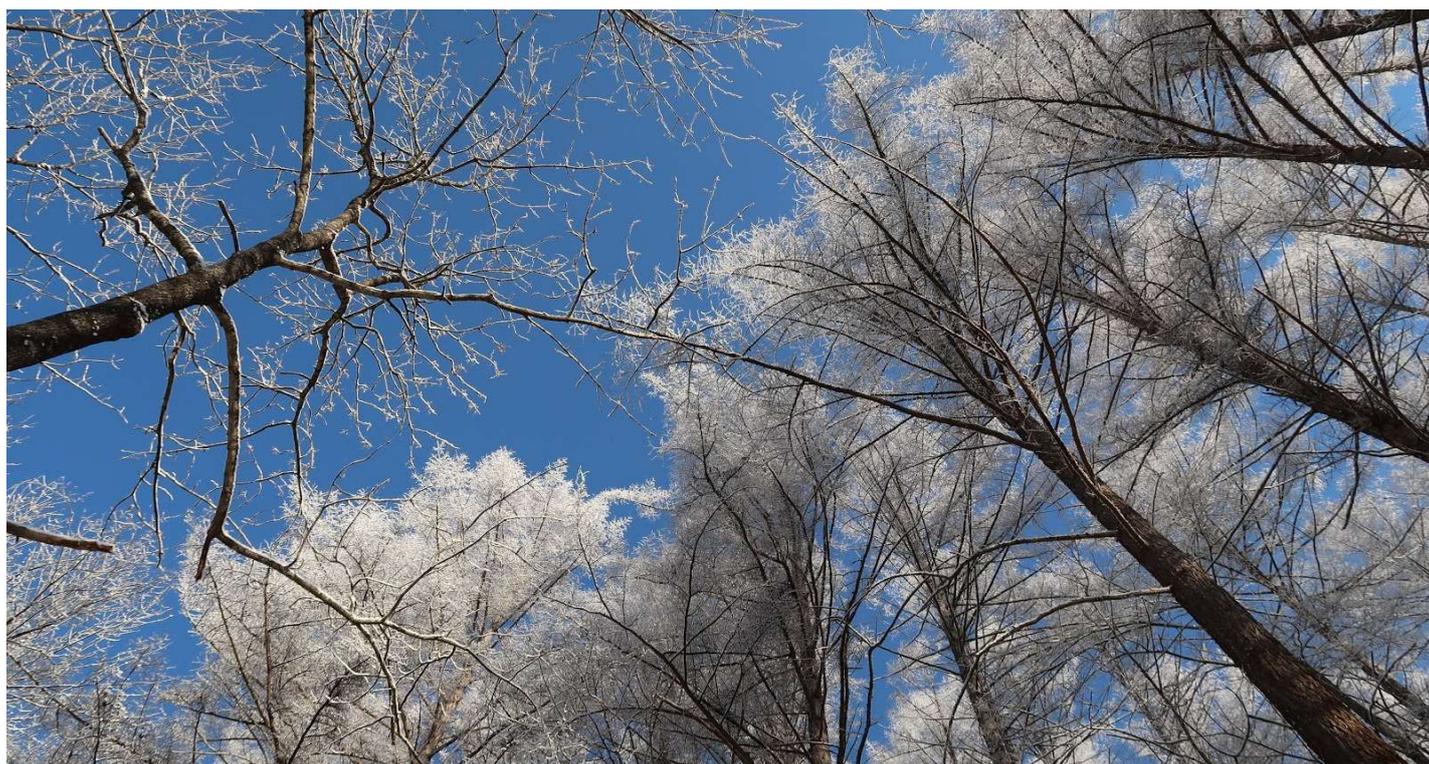
ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。

※スマートフォンの場合はマイナポータルアプリをインストールください。

3. セブン銀行 ATM から登録

全国のセブン銀行 ATM にてマイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。

※マイナンバーカード受け取り時に設定した利用者証明用パスワードが必要となります。



札幌では初雪が降り、冬の到来を感じました。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通 7 丁目 1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

社会保険加入者で時給や月給、役員報酬など、固定的な給与が変更となった場合には社会保険料の変更手続きが必要となる場合がございますので、弊社までご連絡ください。

